

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

Saga Social Insurance Association

# 社会保険さが

〒840-0816佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階  
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377 <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



NO.760



■ 嬉野市 和泉式部公園

## 今月の記事

## C O N T E N T S

### ● 日本年金機構

- 事業主の皆様へ  
7月10日までに算定基礎届の提出をお願いします。…………… 2
- 国民年金の加入もれはありませんか？…………… 3

### ● 全国健康保険協会 佐賀支部

- 被扶養者(ご家族)向けの特定健診のご案内…………… 4~5

### ● 佐賀県社会保険協会

- 平成25年度 社会保険事務講習会のご案内…………… 6
- ウォーキングマップ(嬉野市:和泉式部公園コース)…………… 7

○年金相談窓口開設等のご案内…………… 8

○「賞与支払届」の提出をお願いします…………… 8

● 社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

職場内で回覧しましょう。

事業主の  
皆様へ

# 7月10日までに算定基礎届の 提出をお願いします。

※届出用紙(FD等)は6月初旬より順次、事業所あてに送付されます。

- 「算定基礎届」は4月・5月・6月に支払われた報酬をお届けいただくものです。(給与を当月に支払われる事業所様は4月分・5月分・6月分の給与額をお届けいただきますが、給与を翌月に支払われる事業所様は3月分・4月分・5月分の給与額をお届けいただくことになります。)
- 「算定基礎届」の提出がありませんと、「標準報酬月額」の見直しができませんので、提出期日までに必ずご提出をお願いします。
- 平成25年5月31日以前から被保険者の方は、「算定基礎届」の提出が必要です。(6月初旬にお送りしております「算定基礎届」は5月17日までに年金事務所または事務センターで把握している被保険者について、氏名・生年月日等を印字しておりますので、平成25年5月31日以前から被保険者である方で送付された「算定基礎届」に記載のない方は手書きにより届けが必要となります。)
- 「総括表」及び「総括表 附表」のご提出をお願いします。(現在、被保険者が「0人」の場合でもご提出ください。)

社会保険・労働保険事務説明会を開催します。開催日時等については本誌5月号に掲載しておりますのでご参照ください。

## 定時決定における保険者(特例的な)算定の基準

定時決定において、保険者算定(被保険者の勤務日数や報酬等を勘案し、年金事務所において標準報酬月額の決定を行うこと)ができる場合についての、具体的な基準は、次のとおりです。

- ① 4,5,6月の3ヶ月間において、3月分以前の給料の遅配を受け、又は、さかのぼった昇給によって数ヵ月分の差額を一括して受けるなど、通常受けるべき報酬以外の報酬を当該期間において受けた場合
- ② 4,5,6月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合
- ③ 4,5,6月のいずれかの月においてストライキによる賃金カットがあった場合
- ④ 「当年の4,5,6月の3ヶ月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」と、「前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」の間に2等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合(いずれも支払基礎日数が17日未満の月を除く。)

※上記④の届出方法について

算出基礎届の備考欄に『年間平均』と記載いただき、次の資料を添付してください。

- ① 業務の性質上例年見込まれるものである理由を記載した申立書
- ② 被保険者の同意書
- ③ 当年の4,5,6月の報酬額等と前年7月から当年の6月の報酬額等を比較した書類



ご不明な点等がありましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0952-31-4192
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0955-72-5162
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0954-23-0122

## 国民年金の加入もれはありませんか？

- 厚生年金に加入されていた方が60歳未満で退職された場合は、国民年金に加入する必要があります。また、その方に扶養されていた配偶者についても同様です。
- 再就職された場合であっても、未加入の期間がある場合は、加入手続きが必要です。

## 国民年金第3号被保険者関係の届出について

- 第3号被保険者に該当したときの届出以外に、第2号被保険者が転職や退職したときも届出が必要です。  
具体的には、以下のような場合に届出が必要です。

こんなとき	被保険者種別	届出先
・配偶者である第2号被保険者が会社を退職したとき ・配偶者である第2号被保険者の扶養から外れたとき ・配偶者である第2号被保険者と離婚したとき ・ <u>配偶者である第2号被保険者が65歳になったとき</u>	第3号 ➡ 第1号	住所地の市区町村
・本人(第3号被保険者)が就職して厚生年金や共済組合に加入したとき	第3号 ➡ 第2号	勤務先
・配偶者である第2号被保険者の加入する被用者年金制度が変わったとき(例えば厚生年金から共済組合)	第3号 ➡ 第3号 (種別は変わりませんが届出は必要です)	第2号被保険者の勤務先

### 【被保険者種別の説明】

- 第1号被保険者… 農林漁業や自営業などの人とその配偶者および学生
- 第2号被保険者… 厚生年金保険や共済組合に加入している人(原則65歳未満の人)
- 第3号被保険者… 第2号被保険者に扶養されている配偶者



### ● 保険料の納付が困難な場合は、免除制度をご利用ください

退職後、納付が困難な場合は、別途申請(失業による特例申請)をいただくことにより全額免除または減額を受けられる可能性があります。

※連帯納付義務者である配偶者または世帯主の方に一定以上の所得がある場合は、該当しない場合もあります。

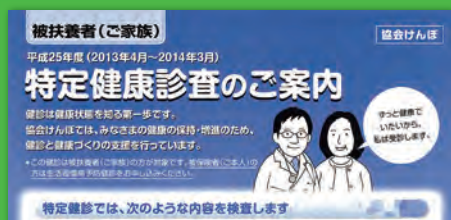
平成24年7月分～平成25年6月分の国民年金加入期間の保険料納付について、免除・減額等をご希望の場合は、**受付期限が迫っています(平成25年7月末日まで)。ご希望の方は手続きをお急ぎください。**

国民年金加入手続き・申請免除を希望される場合は、ご連絡いただければ申請書等を送付いたします。また、ご不明な点等ございましたら、年金事務所までお尋ねください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL0952-31-4194
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL0955-72-5163
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL0954-23-0123

# 被扶養者(ご家族)向けの 特定健診のご案内



特定健診とは協会けんぽの被扶養者(ご家族)のうち、**40歳~74歳**の方を対象としておこなう健康診断です。メタボリックシンドロームを早期に発見し、生活習慣病を予防することを目的としています。

## 特 定健診では次のような内容を検査します。

- 診 察 等：視診、触診、聴打診などをおこないます
- 問 診：現在の健康状態や生活習慣(飲酒、喫煙の習慣など)を伺い、検査の参考にします
- 身体計測：身長、体重、腹囲を測ります
- 血圧測定：血圧を測り、循環器系の状態を調べます
- 血中脂質検査：動脈硬化などの原因となる中性脂肪やHDLコレステロール、LDLコレステロールを測定します
- 肝機能検査：肝細胞の酵素を測定し、肝機能などの状態を調べます
- 血糖検査：空腹時血糖またはHbA1cを測定し、糖尿病などを調べます
- 尿 検 査：腎臓、尿路の状態や糖尿病などを調べます

## 健 診の費用(自己負担)は 最高**500円**です。

健診費用の一部を協会けんぽが補助するので、最高500円の負担で受診することができます。

- 佐賀県内で受診された場合の金額です。他県で受診された場合は最高額が異なる場合があります。
- 平成25年度より協会けんぽからの補助額が増額されました。

## 特 定健診は次の2つの方法で受診できます。

- ① 医療機関で受診(個別健診)
- ② お住まいの市町の集団健診で受診(集団健診)

健診を受ける際にご持参いただく「受診券」は4月上旬に被保険者様のご自宅に直接お送りしています。(ご自宅に郵送できなかった受診券については事業主様宛に送付しています。)

佐賀県内で特定健診を受診できる医療機関と各市町の集団健診の日程は、協会けんぽ佐賀支部のホームページをご覧ください。



全国健康保険協会 佐賀支部  
協会けんぽ

〒840-8560  
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階  
TEL 0952-27-0611(代表)

**健****診を受診したあとで、特定保健指導の「利用券」をお届けします。**

健診の結果で、メタボリックシンドロームのリスクがあることが分かった方は、指定の健診機関等で保健指導を受けることができます。「利用券」を健診機関等に持参することで、保健指導を無料で受けることができます。

メタボリックシンドロームは、心筋梗塞や脳梗塞、糖尿病などを発症する原因です。保健指導は、プロのアドバイスを受けながらメタボリックシンドロームを改善する絶好の機会です。ぜひ、ご活用ください。

**よくあるご質問とその答え****Q1**

受診券を紛失しましたが、再発行はできますか？

**A1**

可能です。  
特定健康診査受診券申請書をご提出いただき、再交付します。その際、必ず申請書の申請区分「2.再発行」を○で囲んでください。

**Q2**

受診券の発行はどれくらいかかりますか？

**A2**

特定健康診査受診券申請書を協会けんぽに送っていただいてから、約1週間程度でお送りいたします。

**Q3**

住んでいる市区町村以外の場所でも健診を受けられますか？

**A3**

受けられます。  
受診券については、居住地による使用の制限はありません。健診機関、費用については、ホームページをご覧ください。協会けんぽ佐賀支部へお問い合わせください。

**Q4**

がん検診の補助はありますか？

**A4**

協会けんぽからがん検診に対する補助はありません。がん検診は市区町村で実施していますので、ご希望の方はお住まいの市区町村役場にお問い合わせください。



メールマガジンで、最新のお知らせ・健康お役立ち情報などを無料でお届けしています。簡単に登録できますので、ぜひご登録をお願いします。

協会けんぽ 佐賀

検索

申請書は  
ホームページから  
印刷できます

- 医療機関等を受診する際は、保険証をその都度必ず提示しましょう。
- 保険証は退職日の翌日以降使用できません。退職時はすみやかに事業所へご返却ください。



# 平成25年度 社会保険事務講習会のご案内

**『出産・育児・介護に関する講習』**  
 出産・育児・介護休業の手続きや給付等に関する講習を行います。

地区	平成25年	会場
武雄	6月14日(金)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
唐津	6月27日(木)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)
佐賀	6月28日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
鳥栖	7月2日(火)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)

講師 ● 社会保険労務士

**『年金のしくみや制度改正について』**  
 年金のしくみや保険料および制度改正等に関する講習を行います。

地区	平成25年	会場
武雄	7月18日(木)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
唐津	7月24日(水)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)
鳥栖	7月30日(火)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
佐賀	7月31日(水)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)

講師 ● 日本年金機構年金事務所職員

● 実施時間  
各会場共通: 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

● 実施時間  
各会場共通: 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀・武雄 **50名**  
鳥栖・唐津 **30名**

募集定員 佐賀・武雄 **50名**  
鳥栖・唐津 **30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者 社会保険事務担当者の方

対象者 社会保険事務担当者の方

参加費 **会員事業所は無料** (但し、平成25年度社会保険協会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み  
お問合せ  
一般財団法人 佐賀県社会保険協会  
〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階  
**TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377**

一般財団法人 佐賀県社会保険協会  
〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階  
**TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377**

主催/一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県社会保険委員会連合会  
〈キリトリ線〉



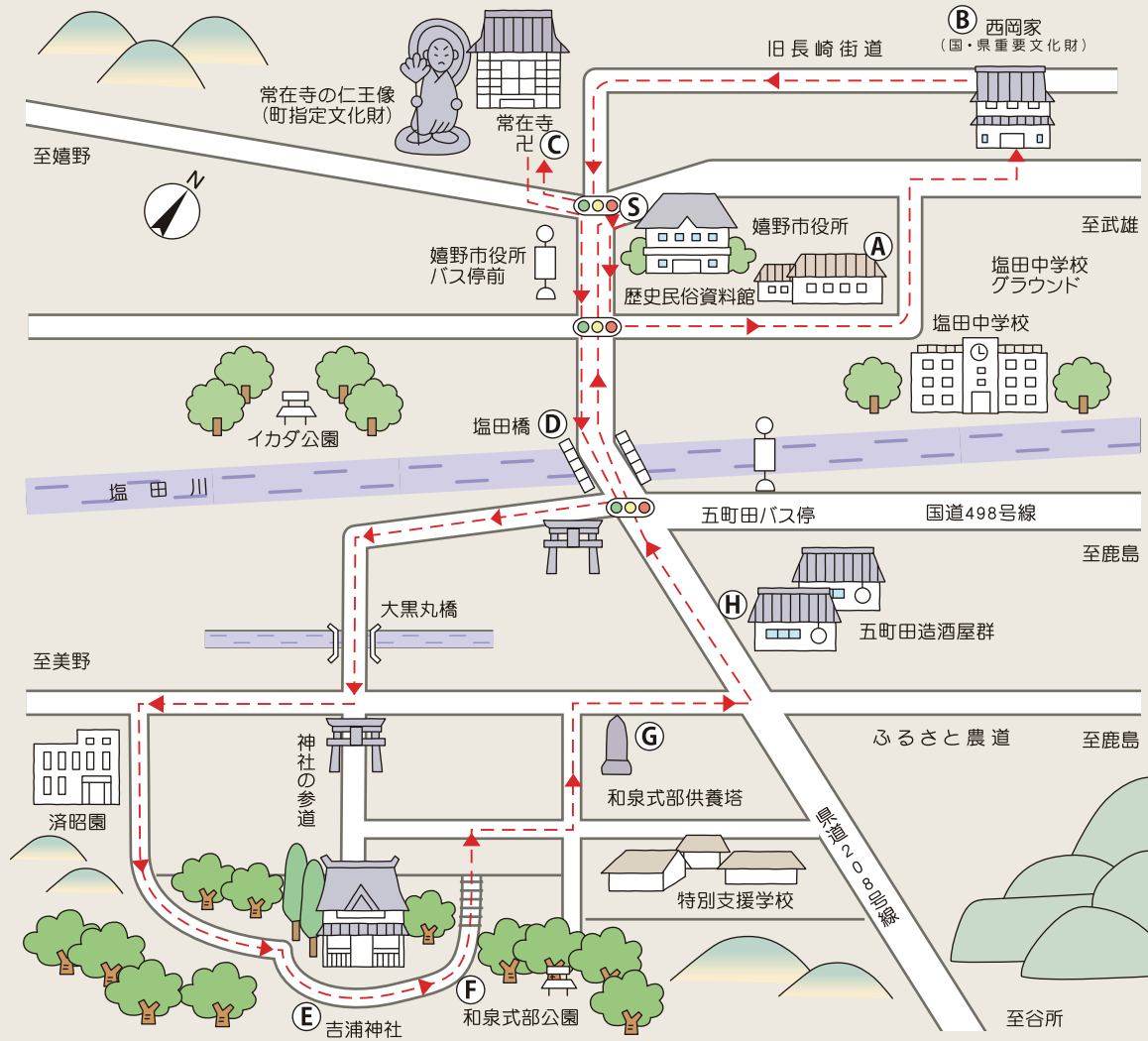
## 社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号	☎ おわかりになる範囲で結構です。		
参加希望会場日時	『出産・育児・介護に関する講習』	『年金のしくみや制度改正について』	
	(武雄・唐津・佐賀・鳥栖) 会場 平成 年 月 日 ( )	(武雄・唐津・鳥栖・佐賀) 会場 平成 年 月 日 ( )	
参加者氏名			
事業所名		TEL	
事業所所在地	〒		
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

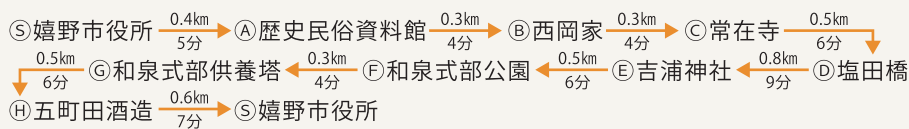
※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

# 和泉式部公園コース

起点の所在地 ● 嬉野市塩田町馬場下



## コースの距離と時間 (総距離・時間: 4.2km・51分)



嬉野市役所周辺にあり、国の指定文化財西岡家、常在寺の仁王像、吉浦神社など多くの名所・旧跡があります。また、和泉式部公園は多目的広場やわんぱく広場、林間アスレチックなどがあり、市民のいこいの場となっています。神社の参道を入ると、春には満開の桜並木、つつじの美しい景観を楽しむことができます。

平成25年7月 相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
	1 延長相談 19時まで	2 鹿島市民会館 (予約)	3 多久市役所 (予約)	4	5 伊万里市役所 (予約)	6
7	8 延長相談 19時まで	9 基山町役場 (予約)	10 有田町役場 東庁舎 (予約)	11	12 伊万里市役所 (予約)	13 年金事務所 休日相談日 (完全予約)
14	15	16 鹿島市民会館(予約) 年金事務所 延長相談 19時まで	17 多久市役所 (予約)	18	19 伊万里市役所 (予約)	20
21	22 延長相談 19時まで	23 基山町役場 (予約)	24 有田町役場 本庁舎 (予約)	25	26 伊万里市役所 (予約)	27
28	29 延長相談 19時まで	30	31			

年金相談の時間延長 週初めの開所日 17:15~19:00  
年金事務所 休日相談日 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30~16:00

出張相談 完全予約制 相談時間 10:00▶15:00

出張相談所	予約申込先
多久市役所 基山町役場	佐賀年金事務所 0952-31-4191
伊万里市役所	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	有田町役場 住民環境課 国民年金係 0955-46-2114

※年金事務所では予約による年金相談を受けております。  
※希望される日の前日までにお申込ください。

予約申込先  
●佐賀年金事務所……………☎0952-31-4191  
●唐津年金事務所……………☎0955-72-5161  
●武雄年金事務所……………☎0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については完全予約制です。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30~17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらもご利用下さい。

「賞与支払届」の提出をお願いします

賞与を支給されたときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」及び「賞与支払届総括表」の提出をお願いします。  
また、賞与支払予定月に賞与の支払いが行われなかった場合にも、「賞与支払届総括表」の④欄「不支給1」に○印をつけて提出をお願いします。  
保険料や将来受け取る年金額にも反映しますので、適正な届出をお願いします。

●資格取得月・資格喪失月の取扱い

- ・資格取得した月(資格取得日以降)に支給された賞与は届出が必要となり保険料の対象となります。
  - ・資格喪失した月に支給された賞与は保険料の対象にはなりませんが、資格喪失日の前日までに支給された賞与については届出が必要となります。
  - ・資格取得した月に資格喪失となった場合、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われた賞与については保険料の対象となり届出が必要です。
- ※将来の年金額には保険料の対象となったものが反映します。

平成25年4月1日から

国民年金に任意加入されている方も 60歳以上65歳未満の方も 国民年金基金に加入できるようになりました

納得できる 将来への備え

国民年金基金の

いままで 加入対象は20歳以上60歳未満の第1号被保険者の方々

20歳 60歳 65歳

加入できる 加入できない

これから 60歳以上65歳未満の方もご加入いただけます。

20歳 60歳 65歳

加入できる 加入できる

佐賀県国民年金基金 〒840-0831 佐賀市松原1丁目2番35号 TEL (0952)29-9955

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。  
平成25年6月分保険料の納付期限は平成25年7月31日(水)です。

ご注意ください ※平成25年6月分の社会保険料計算に係る届書は7月5日(金)までに到着するようお届けください。その後到着した場合は平成25年6月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。